

様式第 3 号

沖縄県土木建築部公告第9号

一般競争入札方式に係る手続開始の公告（単体発注）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年2月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多



1. 業務の概要

- (1) 業務名 : 平成26年度沖縄県土木建築部営繕技術支援業務(電気)
- (2) 履行場所 : 沖縄県土木建築部施設建築課内(那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁10階)
- (3) 業務概要 : 本業務は、沖縄県土木建築部施設建築課が委託した設計業務及び発注した工事について、沖縄県土木建築部制定「営繕技術支援業務委託要領」に基づく業務を行うものである。
- (4) 履行期限 : 契約の日の翌日から平成27年3月25日(水)までのうち合計195日とする。
- (5) 価格競争方式で電子入札又は郵便入札により行う。
- (6) 設計金額 : 11,620,800円(消費税込み)

2. 入札参加者に要求される資格

(1) 入札参加者に共通して求める要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 沖縄県土木建築部における平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。

ウ 参加表明書等の提出期限の最終日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

オ 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が

更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし a については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

キ 沖縄県内に営業拠点（本店）があること。

(2) 配置予定技術者に関する要件

- ア 管理技術者（※1）として一級建築士又は建築設備士が配置できること。
- イ 担当技術者（※2）は、下記に掲げるいずれかの資格を有する者で、電気積算の実務に3年以上従事したものであること。

建築設備士、一級建築士、二級建築士、設備設計一級建築士、一級電気施工管理技士、二級電気工事施工管理技士

ウ 管理技術者及び担当技術者は、平成16年4月1日以降に完了した業務実績を1件以上有していること。なお、「平成16年4月1日以降に完了した業務実績」とは以下の(7)及び(イ)すべての項目に該当する実績をいう。

(7) 平成16年4月1日以降、入札日までに業務が完了した設計業務実績

(イ) 以下を満たす施設の設計業務実績

- 延べ面積 1,000㎡以上
- 業務内容 基本設計、実施設計、積算業務、又は公共工事の発注業務
- 発注者 沖縄県、国、又は県内市町村（以下、沖縄県等）が発注者である委託業務

エ 管理技術者及び担当技術者は、参加表明書の提出者の組織に所属していること。

オ 管理技術者及び担当技術者は、それぞれ1名であること。

カ 管理技術者は、担当技術者を兼任していないこと。

注：※1 「管理技術者」とは、「営繕技術支援業務委託共通仕様書」（平成24年10月1日制定）第2、(3)の定義による。

※2 「担当技術者」とは、「営繕技術支援業務委託共通仕様書」（平成24年10月1日制定）第2、(4)の定義による。

(3) 落札者を決定するための基準等

上記によるもののほか、測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する

要領に定める基準による。詳細は入札説明書による。

3. 手続き等

- (1) 担当部局 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県土木建築部施設建築課企画班
TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314
- (2) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等
ア 交付期間 平成26年2月26日(水)から
イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。
【沖縄県電子入札ポータルサイト】<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/>
- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
ア 入札参加資格審査申請書の提出
入札参加資格申請書は、電子入札システム又は郵便により提出すること。なお、郵便の場合は配達記録が残るものに限る。
(7) 電子入札システムによる場合
a 入札参加資格申請書提出日時
平成26年3月12日(水)9時00分から17時00分まで
b 提出書類 入札説明書による
(i) 郵送による場合
平成26年3月12日(水)消印有効
a 配達場所 上記(1)に同じ
b 提出書類 入札説明書による
イ 入札参加資格の確認結果通知
平成26年3月18日(火)(予定)までに通知する。
ウ 入札日時等
入札書は、電子入札システム又は郵便により提出すること。なお、郵便の場合は配達証明付き書留郵便で配達日指定郵便とし、郵送すること。
(7) 電子入札システムによる場合
平成26年4月1日(火)9時00分から17時00分まで
(i) 郵送による場合
a 配達指定日 平成26年4月1日(火)
配達指定日以外に届いた場合は、入札書等は受理しないものとする。
b 配達場所 上記(1)に同じ
c 郵送により入札書を提出するものは、「沖縄県電子入札運用基準」により所定の手続きをとること。
d 提出書類 入札説明書による
ウ 開札日時
(7) 電子入札システムによる場合 平成26年4月2日(水)11時00分
(i) 郵送による場合 平成26年4月2日(水)11時10分

(ウ) 開札方法 電子入札システムにより開札

エ 落札の保留

入札後、落札者の決定は保留する。

落札者は、落札候補者を一般競争入札参加資格委員会の審議を経て、決定する。

4. その他の留意事項

(1) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条及び契約書の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社および公団を含む。）又は、地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものである場合についてはこの限りではない。

(3) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社および公団を含む。）又は、地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものである場合についてはこの限りではない。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無し

(5) 入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした場合、又は書類に不備のある場合は無効とする。

(6) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 【無】

(7) 関連情報の問い合わせ先

沖縄県土木建築部施設建築課企画班

TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(8) 当該業務は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である

(9) 県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない

(10) その他 詳細は、入札説明書、沖縄県電子入札運用基準及び沖縄県土木建築部競争入札心得による。